

見積合わせ(オープンカウンター方式)参加の心得

三原市財務部契約課

三原市財務部契約課の実施する見積合わせ（オープンカウンター方式。以下「見積合わせ」という。）に参加される方は、次に掲げる事項（（三原市見積合わせ（オープンカウンター方式）執行要領。以下「執行要領」という。）より抜粋。）を確認のうえ、見積書を提出してください。

〈執行要領の適用となる案件〉（執行要領第1条及び第3条）

三原市財務部契約課の実施する見積合わせで、対象物品の予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）が30万円以上80万円以下の案件とする。

契約課以外の課が実施する見積合わせには適用しない。

1. 見積書の差替え・取下げについて（執行要領第7条第1項～第3項）

- 見積書提出期限まで…見積書の差替えは不可。
見積書の取下げは可。
（ただし、見積書の取下げを行った案件について、再度見積書を提出することはできません。）
- 見積書提出期限以降…見積書の差替え・取下げともに不可。

2. 契約候補者が契約手続きをしない場合について（執行要領第10条第1項）

- 原則として1か月間、契約課の実施する物品調達の見積合わせ（期間中に仕様書の閲覧を実施する案件）への参加を不可とする。

見積書を提出する前に、見積金額や数量に誤りがないか十分に確認し、見積書を提出してください。